物流塾

コンプライアンス至上の時代

■5■

行政書士　林　英男氏

超寸法と重量物車両運行の規制

理解難しいが順守必須

超寸法および重量物車両の運行は①車両の積載及び走行能力を橋梁上の安全確保を目的にした規制（道路運送車両法の保安基準）②他の車両や歩行者の通行上の安全確保を目的にした規制（道路交通法）③車両の構造に加え、通行しようとする経路にある道路・橋・トンネルの許容限度や工事・事故などの通行規制を勘案し、通行の安全と公共財の保全を図ることを目的とする規制（道路法の車両制限令）――の三つの規制によって縛られる。

超寸法および重量物車両の運行は、多方面からの規制に縛られ、さらに規制強化の方向に向かっている。それは超寸法および重量物車両の運行は非常に危険であり、即重大事故につながるからだ。

しかし、実務の現場で、これらの三つの規制について、大半の運送業者でも法令を完全には理解していないことがある。また、知っていても順守できていない事業者が実に多いことに日々驚かされる。近年のコンプライアンス至上の時代に、この状態は異常とも思える。

規則の軽視で存亡まで左右

制度が非常にわかりにくく、申請の煩雑さと相まって申請漏れや内容の不備の原因となっている。縦割り行政はやめて、民主党発足後新たに設立された国交省庁のように、許認可を一元化できないものか。

しかし、事業者側も施行されている法令がある限り、順守することは当然である。

規制緩和が叫ばれている昨今、時代に逆行して規制強化の方向に向かうテーマは、①環境に関すること②安全に関すること――の二点に重点が置かれている。

超寸法および重量物車両の運行規制の強化は後者に属する。規則を知らず、または軽視し、必要とされている許可を取得せずに重大な事故が発生した時は、企業の存亡まで左右しかねない事態に発展する。

問い合わせは林行政書士事務所まで。電話086（277）8844。

比例原則に反し煩雑な制度

この原因を事業者だけに押しけるのは酷素いで、行政側にもその一端はある。規制を強化すればするほど通行の安全性が高まることは確かだが、その規制は経済活動とのバランスで必要最低限度のものでなくてはならない。

これを行政法上の比例原則という。昨年来の規制強化は、わずかな場合し通行でも前後に誘導車配置を義務付け、一台のトラックの通行で、採算のとれない計三台の運行が求められている。結果として通知された通行条件を守れない。明らかに比例原則に反すると思われる。

また、三つの規制それぞれの目的は道路交通の安全の確保だが、前述のように規制対象が微妙に異なることで、一つの通行事業に関し、要件、許認可庁及び許可の有効期限が異なる。